

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

ひょうご本社機能立地支援計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

兵庫県、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町、明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町、西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町、姫路市、市川町、福崎町、神河町、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町、豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町、丹波篠山市、丹波市、洲本市、南あわじ市、淡路市

3 地域再生計画の区域

兵庫県の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 兵庫県の産業の特徴

本県は、日本列島のほぼ中央に位置し、北は日本海、南は瀬戸内海から淡路島を介して太平洋に面している。大阪湾ベイエリアをはじめとする瀬戸内臨海部、中国自動車道が通る内陸部、豊かな自然・観光資源を有し、山陰海岸国立公園の一部をなす日本海沿岸部からなっている。

また、かつての摂津・播磨・但馬・丹波・淡路の旧五国がまとまってできた成り立ちから、多彩な産業や変化に富んだ地理的・社会的特性、国際性の豊かさを有することを踏まえ、本県は「日本の縮図」と称されることがある。

本県は主要経済指標において、全国の3～5%程度のウェイトを占め、全国順位では概ね5～8位の地位にある（＜参考1＞参照）。

＜参考1＞兵庫県の主要経済指標

項目	実数	全国シェア	全国順位
人口（2022年10月1日）	540万4千人	4.3%	7位
県内総生産（2019年度・名目）	22兆1,950億円	3.8%	6位
県民総所得（2019年度・名目）	23兆7,980億円	4.0%	7位
県民所得（2019年度）	16兆6,700億円	3.9%	7位
民営事業所数（2021年）	199,966箇所	3.9%	8位
民営事業所従業者数（2021年）	219万5千人	3.8%	7位
製造品出荷額等（2020年）	15兆2,500億円	5.0%	5位
商品販売額（2019年）	13兆5,880億円	3.0%	8位

（出典）ひょうご経済・雇用戦略（R5.3）

本県産業構造の特徴としては、全国の傾向と比較した際、総生産ベースで第2次産業のウェイトが高い点が挙げられる。本県の製造業の県内総生産に占める産業別構成比（2019年度）は26.9%であり、

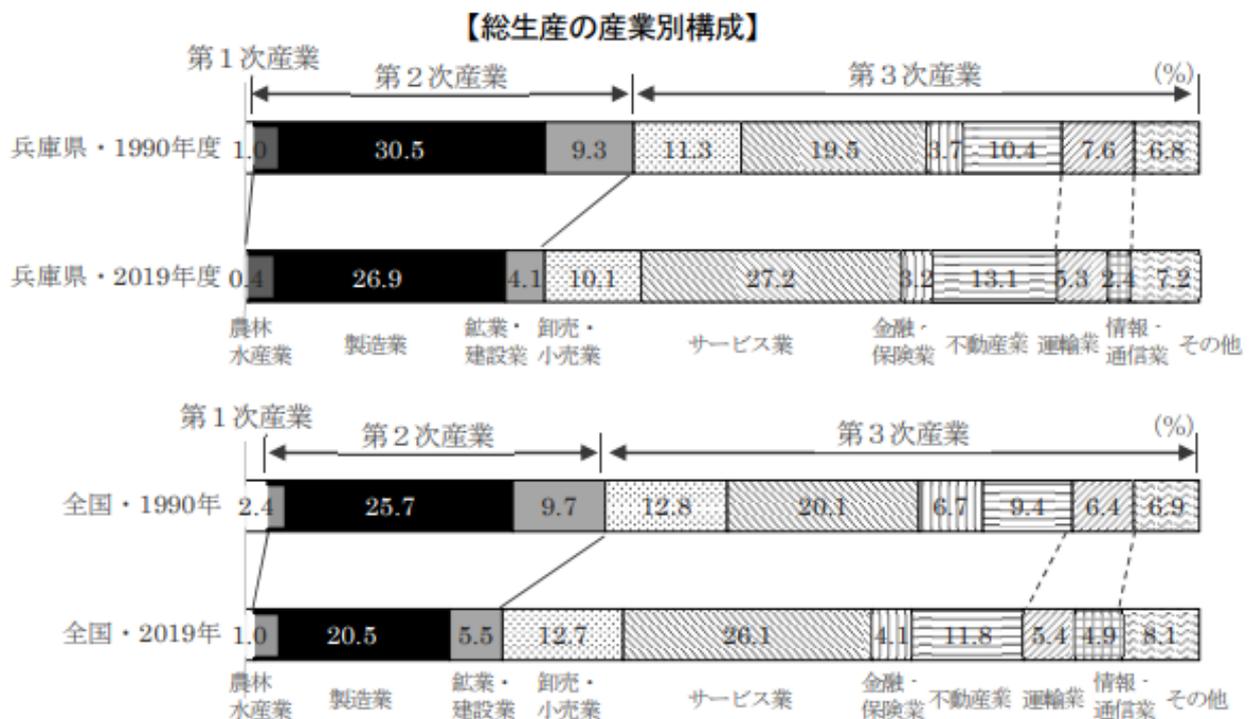
約30年前から3.6%低下しているものの、国内総生産に占める産業別構成比（20.5%）を大きく上回っており、依然として製造業が本県産業の強みといえる（＜参考2＞参照）。

今後、人口減少の進展に伴い国内市場の縮小や人手不足が深刻化することが予想される中、持続可能な地域経済を確立し競争力を高めていくためには、海外市場の活力を取り込み、本県の強みを生かしながら時代潮流を踏まえた成長産業の育成が求められる。

本県では、①世界的な水素・蓄電池需要の高まりや、播磨臨海地域の水素基地立地の優位性、蓄電池生産拠点の集積、②航空産業におけるクラスターの形成や、ドローン・空飛ぶクルマの社会課題解決への活用可能性、③様々な場面で活用が進み市場の拡大が見込まれるロボット産業、④神戸医療産業都市に集積する多くの先端医療企業、⑤デジタル化の進展に伴い市場の拡大が見込まれる半導体産業、といった観点から、成長産業を①水素等新エネルギー（蓄電池含む）・環境、②航空産業・ドローン・空飛ぶクルマ、③ロボット産業、④健康医療産業、⑤半導体産業と位置づけ、これらの育成に重点的に取り組んでいく。

また、生産拠点や開発拠点の新規立地場所の選定にあたっては、本社事業所の所在地からの近接性を重視するという企業ニーズが根強いことなどから、東京に過度に集中している本社事業所の移転を促進することが効果的である。

＜参考2＞総生産の産業別構成



(出典) ひょうご経済・雇用戦略 (R5.3)

4-2 インフラ整備状況

4-2-1 交通

本県は中国自動車道や山陽自動車道等の国土軸となる基幹道路が通過する交通の要衝であるとともに、新幹線をはじめとする高速鉄道網、神戸港や姫路港、関西3空港（関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港）やコウノトリ但馬空港等、陸・海・空の交通インフラが充実し、「日本の玄関口」

として重要な役割を果たしている。

ア 道路

本県の道路延長は、高速道路が423.0km、一般道路が5,771.8kmである（出典：「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査」（国土交通省））。

道路は県民生活を支える最も基礎的な社会基盤として重要な役割を担っており、中でも東西四軸（日本海沿岸軸、中国内陸軸、山陽内陸軸、阪神播磨臨海軸）と南北四軸（播磨因幡軸、播磨但馬軸、播磨丹波但馬軸、日本海太平洋軸）で構成される「基幹道路八連携軸」をはじめとする高規格道路は、物流の効率化や産業立地の促進等による「地域産業の活性化」、地域間の連携強化や観光拠点の周遊性強化等による広域的な「交流の拡大」、「緊急輸送機能の確保」、「交通安全の向上」等様々な役割を担い、雇用創出や教育、医療等の面でも県民の生活を幅広く守り支える基礎的な社会基盤として、本県の発展に大きく貢献してきた。

イ 鉄道

令和3年3月現在、県内で営業する鉄道は965.7kmにおよび、山陽新幹線をはじめ、東海道本線、山陽本線、山陰本線等の幹線に加え、第三セクターが運営する北条鉄道、京都丹後鉄道等が存在している。また、阪急電鉄や阪神電気鉄道等の民鉄も運行されており、充実した公共交通網が整備されている（出典：「ひょうご公共交通10カ年計画」）。

また、山陽電気鉄道－阪神電気鉄道－近畿日本鉄道で相互直通運行がなされるなど、利便性の向上が図られている。鉄道の結節点は各地域における交通・物流の要所になっており、人や物の流れにおいて地域経済の中心的な位置を占めることが多い。本県は面積が広く地勢が多様であるため、鉄道の結節点が複数存在している。特に、神戸市、姫路市、尼崎市等瀬戸内臨海部に多く所在するとともに、宝塚市、朝来市、上郡町等非臨海部においても鉄道の結節点が所在し、その周辺は古くから商業施設や住宅が集積している。

ウ 港湾

本県が港湾管理者である28港湾及び神戸港（神戸市管理）、古茂江港（洲本市管理）の計30港湾が所在している。本県管理28港湾で年間約13万隻、神戸港で年間約3万隻の船舶が入港するなど膨大な貨物の海上輸送基盤が整備されている（出典：「令和4兵庫県港湾統計年報」、「令和5年神戸市港湾局年報」）。

コンテナ取扱個数が東京港、横浜港に次いで全国3位の神戸港は、港湾法（昭和25年法律第218号）に定める国際戦略港湾であるとともに、大阪港と合わせて阪神港として「国際コンテナ戦略港湾」として選定され、国土交通省による「新しい国際コンテナ戦略港湾政策の進め方検討委員会」における議論を通じて国、港湾管理者、経済界、港湾事業者が一体となって「集貨」「創貨」「競争力強化」の三本柱に係る取組を推進している（出典：国土交通省「新しい国際コンテナ戦略港湾政策の進め方検討委員会」（R6.2.16最終とりまとめ資料））。国際拠点港湾である姫路港は、瀬戸内の東部、播磨灘のほぼ中央に位置し播磨工業地帯の中核港湾であり、播磨地域のみならず兵庫県の物流拠点として地域経済社会の発展に大きく貢献している。

エ 空路

大阪国際空港（伊丹空港）、神戸空港、コウノトリ但馬空港の3空港が兵庫県内に所在し、国際拠点空港である関西国際空港へのアクセスも容易である。

大阪国際空港（伊丹空港）、神戸空港、関西国際空港は、平成30年4月に一体運営が実現し、関西経済連合会や関西エアポート社、地元自治体、大阪商工会議所、神戸商工会議所等で構成さ

れる関西3空港懇談会で各空港の最適運用を議論し利用拡大に取り組んでいる。

神戸空港は、インバウンド需要の取込みに向け、今後、国際化及び機能強化が予定される。また、コウノトリ但馬空港は、大阪国際空港（伊丹空港）との運航により、但馬地域における交流人口増大や地域活性化に大きな役割を果たしている。

4-2-2 支援機関等

県内への本社事業所誘致においては、公設試験研究機関や産業支援機関等の支援機関が各々の能力を発揮して効果的な支援活動を展開し、その効果を最大化していくことが重要である。

主な支援機関とその機能については、下記のとおりである。

①兵庫県立工業技術センター

兵庫県立工業技術センターにおいては、中小企業のものづくり基盤技術の向上を図るため、技術相談や技術研究開発支援、技術者育成等に取り組んでいる。

当センターではこうした取組を積極的に進めるため、保有する機器の利用を企業に開放し、企業の技術者が機器を操作して分析、評価を行うことで問題解決や新製品の開発を支援する。

保有機器の開放以外にも、中小企業の技術開発ニーズに加え、兵庫県の基盤産業の基盤的技術ニーズに対応した企業、大学等との連携により、プロジェクト型の技術開発を支援する。

②公益財団法人ひょうご産業活性化センター

中小企業支援の総合的プラットフォームとしての役割を果たすため、中小企業の創業・連携の支援、経営強化の支援、事業推進の支援等を行う。

創業・連携の支援として、「ひょうご農商工連携ファンド事業」による中小企業者と農林漁業者が連携して取り組む研究開発、販路開拓等の事業支援に加え、「下請企業の取引振興の支援」のため受注機会の拡大に資する「取引商談会」の開催、取引にかかる苦情・紛争の「下請かけこみ寺」相談等を行っている。

経営強化の支援として、中小企業診断士等による「総合窓口相談」等の経営相談や経営専門家の派遣に加え、「よろず支援拠点」のサテライト相談所機能の拡充により、中小企業の多様な経営課題の解決を支援する。

また、新たな受注獲得や技術革新等企業の成長及び経営の安定化に不可欠な中小企業の設備投資の促進を図るため、「設備貸与事業」を行っている。

さらに、産業団地、工場適地等の情報提供による立地支援、及び海外販路開拓や生産拠点設立等、中小企業の海外ビジネス展開支援を行っている。

③公益財団法人新産業創造研究機構

本県の産業振興と活性化に向けて産学官の連携による新技術等の研究開発と産学の高度な技術の移転および中小企業、起業家等に対する研修、技術支援に関する事業に取り組む。

4-3 近年の企業立地動向と今後の見通し

工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づき経済産業省が実施する工場立地動向調査においては、本県の工場立地件数は20年にわたり西日本1位を、近畿2府4県に限れば50年間1位を維持している。（＜参考3＞参照）

また、同調査によれば、企業の工場立地先選定理由として「本社・他の自社工場への近接性」、「工業団地である」、「周辺環境からの制約が少ない」、「高速道路を利用できる」、「市場への近接性」等が重視されていることがうかがえる。

こうした企業ニーズを背景に、地域別に見ると多くの本社事業所や大消費地に近接する神戸・阪神地域や、産業団地が豊富な播磨地域への立地が多い。

今後も科学技術基盤や港湾等の充実した産業インフラや高い交通利便性、きめ細やかな行政による立地優遇施策や立地支援に係る取組等を踏まえ、製造業を中心とした産業立地が続くものと見込まれる。

<参考3>工場立地動向調査結果

	R1	R2	R3	R4	R5
立地件数	48件	39件	48件	48件	29件
全国順位	6位	6位	6位	5位	8位
(参考) 全国件数	1,023件	831件	864件	922件	750件

(出典) 工場立地動向調査 (経済産業省)

4-4 地域再生計画の目標

本県では、平成21年の約560万人をピークに人口減少が続き、令和6年時点で約536万人となっている。背景には、女性人口の減少や50歳時未婚率の上昇等による出生数の減少や、就職期の若年層の県外流出による社会減があると考えられる。

総務省の「住民基本台帳人口移動報告」によれば、平成24年から10年以上にわたって連続して転出超過しており、直近の2023年実績では広島県、愛知県に続き全国で3番目に転出が多い。

新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響で、リモートワークやオンライン教育が普及し、人口や産業の地方回帰の流れが生まれつつあるものの、事務系職種への就業を希望する若年層が本社事業所の集中する東京圏へ流出する傾向が顕著であることから、県内への本社事業所の誘致を進めて魅力ある雇用の場を創出することが喫緊の課題となっている。

ついては、企業の立地環境を整備することにより、企業の地方拠点の形成・強化を支援し、本県における就労機会の創出等を図ることを目標とする。

なお、目標の達成に向けては、地方拠点強化税制に加えて「産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例」(平成14年兵庫県条例第20号)(以下、「産業立地条例」という。)に基づく支援施策等自治体独自の取組も合わせて実施することとする。

目標1 企業の新規立地 (企業立地件数) ※平成27年度から令和6年度まで活用

企業の新規立地 (企業立地件数) を1,750件とする。

目標2 就労機会の創出 (雇用創出人数) ※平成27年度から令和6年度まで活用

17,500人の雇用機会の創出を図る。そのうち、本計画実施により520人の雇用増を目指す。

目標3 企業の新規立地 (目標1の内、本社機能立地件数100件)

※平成27年度から令和6年度まで活用

東京にある企業の本社機能等の移転を伴う新規立地等 (移転型事業の認定件数) を10件、域内企業の本社機能等の拡充を伴う新規立地等及び東京以外の地域にある企業の本社機能等の移転を伴う新規立地等 (拡充型事業の認定件数) を16件とする。

また、このほか産業立地条例等、県独自の取組による本社機能立地件数を74件とする。

目標4 企業の新規立地 ※令和7年度から令和12年度まで活用

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を18件認定する。

目標5 就労機会の創出 ※令和7年度から令和12年度まで活用

地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の実施に伴い、60人の雇用を創出する。

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

本県では、産業立地条例に基づき、県外から県内へ本社事業所を移転する企業や、県内で本社事業所を新增設する企業等に対し、補助（設備・雇用・賃料）や不均一課税（法人事業税・不動産取得税）による支援を実施している。

また、県内への事業所開設を検討する企業向けのワンストップ窓口として神戸に「ひょうご・神戸投資サポートセンター」を、東京に「ビジネスサポートセンター・東京」を設置して候補地の紹介や各種行政手続きへの助言等の側面的な支援を実施している。

そのほか、積極的かつ継続的な企業訪問を通じて企業ニーズを的確に把握したうえで、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）を始めとした法令に基づく支援措置の活用促進を図るほか、関係機関と連携した新たな産業用地の創出に努める。

県内市町においても、条例等による産業立地支援措置を整備するほか、創意工夫を凝らした広報資料による県内外への情報発信がなされるなど、豊かな地域性を生かした戦略的な企業誘致活動がなされている。

こうした取組を中心に、県と市町、関係機関との連携をより一層密接にし、一丸となった企業誘致活動を推進していく。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 支援措置の名称及び番号

地方における本社機能の拠点の強化を行う事業者に対する特例（内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省）【A3005】

(2) 地方活力向上地域

①法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業の対象となる地方活力向上地域

【本社機能等の東京23区から地方への移転】

下記地域の一部区域（別紙1のとおり）

（神戸地域）神戸市

（阪神南地域）尼崎市、西宮市、芦屋市

（阪神北地域）伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町

（東播磨地域）明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町

（北播磨地域）西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町

（中播磨地域）姫路市、市川町、福崎町、神河町

（西播磨地域）相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町

（但馬地域）豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町

（丹波地域）丹波篠山市、丹波市

（淡路地域）洲本市、南あわじ市、淡路市

②法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業の対象となる地域

【地方にある本社機能の拠点の強化】

(同上)

(3) 準地方活力向上地域

法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業の対象となる準地方活力向上地域

【本社機能等の東京23区から地方への移転】

神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市の一部区域（別紙2のとおり）

(4) 地方活力向上地域及び準地方活力向上地域の設定について

① 本県立地条件の特性

日本のほぼ中央に位置する本県は、日本海から瀬戸内海を経て太平洋に至る広大な県土に、わが国有数の高速道路網や国際コンテナ戦略港湾に指定された阪神港、そして関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港等、陸・海・空の総合的で充実した交通ネットワークを有するといった特徴がある。また、本州ではその両端を除けば南北が海に面している唯一の県であるため、近畿以东と中国・四国以西につながる陸上輸送においては必ず本県を通過することになる。

こうした立地優位性を最大限に生かして企業誘致を促進すべく、平成27年に産業立地条例を制定し、随時社会経済情勢の変化を踏まえて適宜見直しを図り、時勢に即した支援措置を講じている。

同条例においては、県内で新たに事業所を新規立地する民間企業等に対して補助金や税軽減を通じた支援措置を講じているところであるが、中でも本社事業所については従来から支援内容を拡充させてきた。加えて、令和5年には同条例の改正により成長産業に係る事業所については設備補助率を大幅に拡充したほか、中小企業の設備補助要件を引き下げる等、投資しやすい環境が実現した。

県内市町においても、その多くで固定資産税を軽減する制度を運用しているほか、廃校利用の円滑化に向けた取組等が進んでおり、本社事業所の立地促進に努めている。

② 対象区域の考え方

地方活力向上地域となる区域には、多種多様な事業所が集積しており、域内において企業間の取引や異業種交流、技術開発等、さまざまなネットワークが形成されている。

また、当該区域には多数の大学や研究施設等があり、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の実施を促進するために必要となる人材の供給や研究開発等を推進する事業環境が整っている。

さらに、本県自体が神戸や姫路といった一大都市圏を擁しているうえ、関西経済の中心地である大阪に近接していることなどから、これからも既存企業の本社機能の拡充が期待できる地域である。

(5) 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の内容等

ア 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業

① 事業概要（移転型事業）

民間企業等により実施される東京23区から本社機能の移転を伴う特定業務施設等の整備。

実施期間：平成27年9月～令和13年3月

実施場所：上記（2）①、（3）に記載する移転型事業の対象地域内

② 事業概要（拡充型事業）

民間企業等により実施される拡充型事業の対象地域内における特定業務施設等の整備。

実施期間：平成27年9月～令和13年3月

実施場所：上記（2）②に記載する拡充型事業の対象地域内

イ 地方税の不均一課税

事業概要：企業の本社機能立地を促進するため、固定資産税の不均一課税制度を創設する。

実施主体：9市町（令和7年4月時点）

（神戸市、伊丹市、西脇市、加西市、丹波篠山市、南あわじ市、加東市、たつの市、播磨町）

実施期間：平成28年4月～

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

今後可能となる支援措置を最大限活用

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

ア 自治体による支援制度

① 兵庫県産業立地条例に基づく支援

事業概要：企業の本社機能立地を促進するため、補助（設備・雇用・賃料）や県税（法人事業税・不動産取得税）の不均一課税制度を創設する。

実施主体：兵庫県

実施期間：平成27年4月～

② 市町による立地助成

事業概要：独自の助成制度として、市町条例等に基づく助成制度を創設する。

実施主体：兵庫県内市町

実施期間：平成27年4月～

イ 相談体制の整備

① 『ひょうご・神戸投資サポートセンター』等の設置

事業概要：立地に関する企業向けワンストップ相談窓口として『ひょうご・神戸投資サポートセンター』を神戸市内に、『ビジネスサポートセンター・東京』を東京都内に設け、本社事業所の適地情報や支援策のPRに取り組む。

実施主体：兵庫県

実施期間：平成27年4月～

② 市町相談体制の整備

事業概要：県内全市町の産業立地担当部署において、許認可手続きや支援制度等の企業からの立地に関する各種相談を受け付け、迅速かつ適切に対応する。

実施主体：兵庫県内市町

実施期間：平成27年9月～

ウ 産業団地整備事業

事業概要：猪名川町肝川・差組地内に「猪名川町産業拠点地区」を整備した。

実施主体：猪名川町

実施期間：平成29年4月～令和2年2月

エ 廃校・廃止施設の産業利用

事業概要：企業の本社事業所立地に向けて廃校舎などの公有財産の利活用を検討する。

実施主体：兵庫県及び県内全市町

実施期間：平成27年10月～

オ 用地・施設の整備状況に関する情報の開示

事業概要：用地やインフラ施設など、産業立地に関連する情報をホームページに掲載する。

実施主体：兵庫県及び県内全市町

実施期間：平成27年10月～

6 計画期間

地域再生計画認定の日から令和13年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4-4に示す地域再生計画の目標については、計画期間中、毎年度必要な調査等により状況の把握を行うとともに、各行政機関で実施する「中間評価」及び「事後評価」において、達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

目標1 企業の新規立地（企業立地件数）※令和6年度までの効果検証に活用

（単位：件、人※累計値）

	平成27年度 (基準年度)	平成29年度 (中間年度)	令和元年度 (前々々回設定)
立地件数	70	700	700
神戸市区域	27	133	265
阪神南区域	6	28	55
阪神北区域	2	13	25
東播磨区域	4	23	45
北播磨区域	9	43	85
中播磨区域	7	33	65
西播磨区域	3	15	30
但馬区域	3	18	35
丹波区域	5	25	50
淡路区域	4	23	45
雇用創出数	700(本計画 0)	7,000(本計画 520)	7,000(本計画 520)
神戸市区域	270(本計画 0)	1,325(本計画 60)	2,650(本計画 100)
阪神南区域	60(本計画 0)	275(本計画 20)	550(本計画 60)
阪神北区域	20(本計画 0)	125(本計画 20)	250(本計画 40)
東播磨区域	40(本計画 0)	225(本計画 20)	450(本計画 40)
北播磨区域	90(本計画 0)	425(本計画 20)	850(本計画 60)
中播磨区域	70(本計画 0)	325(本計画 20)	650(本計画 60)
西播磨区域	30(本計画 0)	150(本計画 20)	300(本計画 40)
但馬区域	30(本計画 0)	175(本計画 20)	350(本計画 40)
丹波区域	50(本計画 0)	250(本計画 20)	500(本計画 40)
淡路区域	40(本計画 0)	225(本計画 20)	450(本計画 40)
本社機能立地件数	0	26(拡充型 16)	26(拡充型 16)
神戸市区域	0	3(拡充型 3)	5(拡充型 4)
阪神南区域	0	1(拡充型 1)	3(拡充型 2)
阪神北区域	0	1(拡充型 1)	2(拡充型 1)
東播磨区域	0	1(拡充型 1)	2(拡充型 1)
北播磨区域	0	1(拡充型 1)	3(拡充型 2)
中播磨区域	0	1(拡充型 1)	3(拡充型 2)
西播磨区域	0	1(拡充型 1)	2(拡充型 1)
但馬区域	0	1(拡充型 1)	2(拡充型 1)
丹波区域	0	1(拡充型 1)	2(拡充型 1)
淡路区域	0	1(拡充型 1)	2(拡充型 1)

目標2 就労機会の創出（雇用創出人数） ※令和6年度までの効果検証に活用

（単位：件、人※累計値）

	平成27年度※ (基準年度)	令和3年度※ (前々回設定)	令和5年度※ (前回設定)
立地件数	70	1,000	1,300
神戸市区域	27	379	492
阪神南区域	6	79	102
阪神北区域	2	36	46
東播磨区域	4	64	84
北播磨区域	9	121	158
中播磨区域	7	93	121
西播磨区域	3	43	56
但馬区域	3	50	65
丹波区域	5	71	93
淡路区域	4	64	83
雇用創出数	700(本計画0)	10,000(本計画520)	13,000(本計画520)
神戸市区域	270(本計画0)	3,790(本計画100)	4,920(本計画100)
阪神南区域	60(本計画0)	790(本計画60)	1,020(本計画60)
阪神北区域	20(本計画0)	360(本計画40)	460(本計画40)
東播磨区域	40(本計画0)	640(本計画40)	840(本計画40)
北播磨区域	90(本計画0)	1,210(本計画60)	1,580(本計画60)
中播磨区域	70(本計画0)	930(本計画60)	1,210(本計画60)
西播磨区域	30(本計画0)	430(本計画40)	560(本計画40)
但馬区域	30(本計画0)	500(本計画40)	650(本計画40)
丹波区域	50(本計画0)	710(本計画40)	930(本計画40)
淡路区域	40(本計画0)	640(本計画40)	830(本計画40)
本社機能立地件数	0	26(拡充型16)	26(拡充型16)
神戸市区域	0	5(拡充型4)	5(拡充型4)
阪神南区域	0	3(拡充型2)	3(拡充型2)
阪神北区域	0	2(拡充型1)	2(拡充型1)
東播磨区域	0	2(拡充型1)	2(拡充型1)
北播磨区域	0	3(拡充型2)	3(拡充型2)
中播磨区域	0	3(拡充型2)	3(拡充型2)
西播磨区域	0	2(拡充型1)	2(拡充型1)
但馬区域	0	2(拡充型1)	2(拡充型1)
丹波区域	0	2(拡充型1)	2(拡充型1)
淡路区域	0	2(拡充型1)	2(拡充型1)

目標3 企業の新規立地 ※令和6年度までの効果検証に活用 (単位：件、人※累計値)

	平成27年度※ (基準年度)	令和8年度※ (最終年度)
立地件数	70	1,750
神戸市区域	27	663
阪神南区域	6	138
阪神北区域	2	63
東播磨区域	4	113
北播磨区域	9	212
中播磨区域	7	162
西播磨区域	3	75
但馬区域	3	87
丹波区域	5	125
淡路区域	4	112
雇用創出数	700(本計画0)	17,500(本計画520)
神戸市区域	270(本計画0)	6,630(本計画100)
阪神南区域	60(本計画0)	1,380(本計画60)
阪神北区域	20(本計画0)	630(本計画40)
東播磨区域	40(本計画0)	1,130(本計画40)
北播磨区域	90(本計画0)	2,120(本計画60)
中播磨区域	70(本計画0)	1,620(本計画60)
西播磨区域	30(本計画0)	750(本計画40)
但馬区域	30(本計画0)	870(本計画40)
丹波区域	50(本計画0)	1,250(本計画40)
淡路区域	40(本計画0)	1,120(本計画40)
本社機能立地件数	0	26(拡充型16)
神戸市区域	0	5(拡充型4)
阪神南区域	0	3(拡充型2)
阪神北区域	0	2(拡充型1)
東播磨区域	0	2(拡充型1)
北播磨区域	0	3(拡充型2)
中播磨区域	0	3(拡充型2)
西播磨区域	0	2(拡充型1)
但馬区域	0	2(拡充型1)
丹波区域	0	2(拡充型1)
淡路区域	0	2(拡充型1)

目標4 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定件数

過去10年間（H27～R6.12）の認定件数実績が累計22件であり、年間平均が2.2件であることを踏まえ、今後6年間（R7～R12）で毎年3件の認定を目指すこととし、目標値を18件とする。

目 標	R7	R8	R9	R10	R11	R12	計
地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定件数（件）	3	3	3	3	3	3	18

目標5 雇用創出数

過去10年間（H27～R6.12）に認定した地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る1件あたり雇用創出数^{*}が10.3人だったことを踏まえ、今後6年間（R7～R12）で毎年10人の雇用創出を目指すこととし、目標値を60人とする。

※雇用創出数は、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関する実施状況報告書「2（1）特定業務施設における常時雇用する従業員増減数」を基に算出。

目 標	R7	R8	R9	R10	R11	R12	計
雇用創出数（人）	10	10	10	10	10	10	60

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

4-4に示す地域再生計画の目標の達成状況については、「中間評価」及び「事後評価」の内容を速やかに本県ホームページに掲載して公表する。